

情報セキュリティ対策推進会議について

平成 13 年 1 月 22 日
 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長決定
 平成 14 年 12 月 9 日一部改定
 平成 16 年 5 月 20 日一部改定
 平成 17 年 2 月 24 日一部改定

- 1 高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令（平成 12 年政令第 555 号）第 4 条の規定に基づき、関係行政機関相互の緊密な連携の下、官民における情報セキュリティ対策の推進を図るため、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部に、情報セキュリティ対策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。
- 2 推進会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部長は、必要があると認める場合は、構成員及びオブザーバーを追加することができる。

議	長	内閣官房副長官（事務）
副	議	内閣危機管理監
構	成	内閣官房副長官補（内政）
	員	内閣官房副長官補（安全保障・危機管理）
		内閣広報官
		内閣情報官
		内閣法制局総務主幹
		人事院事務総局総括審議官
		内閣府大臣官房長
		宮内庁長官官房審議官
		公正取引委員会事務総局官房審議官
		警察庁長官官房長
		防衛庁防衛参事官
		金融庁監督局長

	総務省大臣官房長
	法務省大臣官房長
	外務省大臣官房長
	財務省大臣官房長
	文部科学省大臣官房長
	厚生労働省大臣官房長
	農林水産省大臣官房長
	経済産業省商務情報政策局長
	国土交通省総合政策局長
	環境省大臣官房長
オブザーバー	衆議院事務局庶務部長
	参議院事務局庶務部長
	会計検査院事務総局次長
	最高裁判所事務総局情報政策課長
	日本銀行理事

- 3 推進会議に幹事会を置く。幹事会は関係機関の職員で議長の指名する官職にある者によって構成する。
- 4 推進会議の庶務は、警察庁、防衛庁、総務省及び経済産業省の協力を得て、内閣官房において処理する。
- 5 前各項に掲げるもののほか、推進会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。